

重要事項説明書 (業務災害安心総合保険(GPA Pro))

1. クーリングオフ **注意喚起情報**

クーリングオフとは、お申込人またはご契約者様が、お申込みから一定期間であれば、ご契約の撤回等が行える制度です。しかしながら、本契約はご契約者様の営業のための契約であるため、クーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

2. 告知義務 **注意喚起情報** (申込時の記載上の注意事項)

申込書に★印のある記載事項(「保険料算出基礎」、「他の保険契約等の有無」等)について、事実を記載しなかった場合または事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。その他の記載事項も含め、ご記入にあたっては十分ご注意ください。

3. 通知義務 **注意喚起情報**

ご契約後、法定外補償規定等を変更(新設)した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。ご契約後、次の事実が発生する場合は、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ① 契約者の保険証券記載の住所の変更が生じた場合
- ② 契約者・被保険者の氏名の変更が生じた場合

4. 重大事由による解除 **注意喚起情報**

次のいずれかに該当する場合、保険契約者への通知をもって保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金の不正取得を目的として故意に損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ② 保険金の請求に詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当する場合
 - A 反社会的勢力※に該当すると認められること
 - イ 反社会的勢力※に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
 - ウ 反社会的勢力※を不当に利用していると認められること
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力※がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ その他反社会的勢力※と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 保険契約者または被保険者が弊社との信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ※反社会的勢力とは暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

5. 保険期間と支払責任の関係 **契約概要** **注意喚起情報**

疾病入院保険金支払特約、疾病入院一時金支払特約および疾病入院治療諸費用保険金支払特約については、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に発病していた病気(医学上密接な関係がある病気を含みます)により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合は先進医療を受けた場合は保険金をお支払いしません。

三大疾病一時金支払特約、七大疾病一時金支払特約、九大疾病一時金支払特約については、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に発病していた三大疾病・七大疾病・九大疾病により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合やがんと診断確定した場合は保険金をお支払いしません。

なお、がんの補償については初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から90日を経過する前にがんと診断確定された場合、または過去にがんと診断確定されたことがある場合にも保険金をお支払いしません。

6. 補償の重複 **注意喚起情報**

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(労災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
疾病入院治療諸費用保険金支払特約	医療保険の入院治療費用補償特約
葬祭見舞金支払特約	労災保険の葬祭費用補償特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルフ保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

7. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。

お客様が実際に契約する保険料については、お見積書、申込書等の保険料欄でご確認ください。

○保険金額・日額 ○事業内容 ○補償対象者の規模(補償対象者数など) ○保険料払込方法 など

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払	一時払
口座振替	○	○



保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

③ 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替の場合は、分割保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。

分割保険料払込期日後1か月を経過しても保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金や解約返れい金下記場合に削減されることがあります。

詳細は、弊社ホームページ(<https://www.chubb.com/jp>)をご覧ください。

	保険金	解約返れい金
補償割合	破綻後3ヶ月以内の事故 :100% 破綻後3ヶ月経過後の事故 :80%	80%

9. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)について以下のとおり取り扱います。なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

① 主な利用目的について

- ① 弊社が取り扱う保険の案内、募集および販売
- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- ③ 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ④ 適正な保険金・給付金の支払
- ⑤ 弊社のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内
- ⑥ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- ⑦ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
(国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。)
- ⑧ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

② 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

10. 保険会社へのお問い合わせ、苦情、事故受付等の連絡窓口

注意喚起情報

- 事故が起こった場合には、ご契約の取扱代理店あるいは下記の事故受付窓口にご連絡ください。
傷害事故専用:0120-091-313 左記以外の事故:0120-011-313(受付時間:年中無休 24時間)
- 弊社への苦情・要望などは、下記にご連絡ください。
お客様サポートダイヤル:0120-550-385(受付時間:平日午前9時~午後5時 年末年始を除く)
- お客様と弊社との間で問題を解決できない場合(弊社の契約する指定紛争解決機関)
弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である「一般社団法人保険オンブズマン」と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。
詳細はホームページ(<https://www.hoken-ombs.or.jp/>)をご覧ください。
一般社団法人保険オンブズマン:03-5425-7963(受付時間:平日午前9時~12時、午後1時~5時 年末年始を除く)